

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

10月号に引き続き、暴力団排除条項をいかに理解し、また同条項をいかに活用できるかを主眼にシリーズで解説します。5回目は、「属性要件の定義」について解説したものを抜粋しました。また先月に引き続き暴対法第9条の「27」の行為からシリーズで禁止行為の抜粋したものを紹介します。最後に、他県の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

タイトル:属性要件の定義

今回は、属性要件の定義について解説したものを抜粋しました。属性要件については、平成26年警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」により、次のア～キまでの解説がされています。

ア 暴力団(その団体の構成員「その団体の構成団体の構成員を含む。」集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)

イ 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)

ウ 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。)

エ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員又は元暴力団員が実質的に経営する企業であって、暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持又は運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

オ 総会屋等(总会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

カ 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

キ 特殊知能暴力集団等(ア～カに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

上記政府指針は、行為要件として暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求を挙げています。

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、25号から27号まで抜粋しました。

- 25号 不当に国・地方公共団体等の入札に参加しないよう要求する行為
- 26号 不当に、特定の者を売買等の契約の相手方としないよう要求する行為
- 27号 売買等に下請け参入させるよう、元請け業者に対する行政指導などを要求する行為

<暴追> 他県の相談事例 表題:交通事故当事者に対する不当贈与(差入れ)要求事案

某県で起こした交通事故の相手方の50歳代の男性から突然手紙が届きその内容は「金がないので拘置所に差し入れてくれ」などと要求されている。手紙の内容から相手は暴力団組員のようなものである。事故の示談は終了しており関わりたくないのですが、どのように対処したらよいのでしょうかとの相談を受理した。

「対応結果」

暴追センターでは、脅迫等の事件性を視野に警察に引き継いだところ、服役中の暴力団住吉会系組員であることが判明し、同組員に対し、中止命令を発出した。

